

# 東京大学定量生命科学研究所放射線障害予防規程

制定	平成16年	4月	1日
改正	平成17年	1月20日	
改正	平成18年	4月	1日
改正	平成22年	9月16日	
改正	平成30年	4月	1日
改正	令和元年	7月18日	

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「R I 規制法」という。）」並びに関連法令に基づき、東京大学定量生命科学研究所（以下「研究所」という。）における放射性同位元素（以下「R I」という。）及び放射性同位元素によって汚染されたものの取扱いと管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、あわせて公共の安全を確保することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、研究所の放射線管理区域（以下「管理区域」という。）に立ち入るすべての者に適用する。

### (用語の定義)

第3条 この規程において用いる用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 所長：研究所の部局長であり、放射線施設の安全管理に関する最終責任者である。
- (2) 所属長：放射線業務従事者が所属する研究分野の長であり、所属する放射線業務従事者の身分を保証する。
- (3) 放射線施設：R I 規制法施行規則第1条第9号に定める使用施設、貯蔵施設、廃棄施設をいう。
- (4) 放射線取扱業務：放射性同位元素等の取扱い（使用、保管、運搬、廃棄）及び管理又はこれに付随する業務をいう。
- (5) 放射線業務従事者：放射性同位元素等の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事するため管理区域に立ち入る者で、所長が許可して登録された者をいう。
- (6) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者で一時的に管理区域に立ち入る者をいう。

### (他の規則等との関連)

第4条 放射線同位元素等の取扱いに係る事項については、この規程に定めるもののほか、次に掲げる本学の規則等の定めるところによる。

- (1) 東京大学の放射線障害の防止に関する管理規定（東京大学規則）
- (2) 東京大学教職員の環境安全衛生管理規定（東京大学規則）
- (3) 東京大学環境理念・東京大学環境基本方針（総長裁定）
- (4) 東京大学の環境安全衛生管理組織の責任及び権限（総長裁定）

- (5) 東京大学環境安全本部内規（総長裁定）
  - (6) 全学の放射線教育に関する方針（放射線管理部裁定）
  - (7) 全学の放射線健康診断に関する方針（放射線管理部裁定）
  - (8) 全学の放射線障害の防止に関する業務評価に関する方針（放射線管理部裁定）
- （遵守等の義務）

第5条 放射線業務従事者及び一時立入者は、第14条に定める放射線取扱主任者が放射線障害防止のために行う指示を遵守し、その指示に従わなければならない。

## 第2章 組織及び職務

### （安全管理組織）

第6条 研究所における放射性同位元素等の取扱いに従事する者並びに安全管理に従事する者に関する組織は別図のとおりとする。

### （所長）

第7条 所長は、研究所における放射線障害の防止に関して総括する。

- 2 所長は、放射線障害の防止に関し、次条に定める放射線取扱主任者の意見を尊重しなければならない。
- 3 所長は、研究所の放射線施設の安全管理上必要な予算措置を含めた措置を講ずる。
- 4 所長は、第9条に定めるR I 管理部門がこの規程に基づき行う答申又は意見具申を尊重しなければならない。

### （放射線取扱主任者等）

第8条 研究所における放射線障害発生防止について総括的な監督を行わせるため、R I 規制法令に規定する放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）を1名以上選任しなければならない。

- 2 主任者は放射線障害の防止に関わる総括的な監督に関し、次の各号に掲げる職務を行う。
  - (1) 放射線障害予防規定及び下部規程の制定及び改廃への参画
  - (2) 教育訓練等の放射線障害防止施策の企画及び調査
  - (3) 施設、使用等の状況及び帳簿、書類等の確認及び審査
  - (4) 危険時の措置等に関する対策への参画
  - (5) 法令に基づく申請、届出、報告の確認及び審査
  - (6) 各種検査等の立会い
  - (7) 異常及び事故の原因調査への参画
  - (8) 放射線業務従事者の線量の算定
  - (9) 放射線業務従事者への監督・指導
  - (10) 所長に対する意見の具申
  - (11) 関係者への助言、勧告及び指示
  - (12) R I 管理部門会議開催の要求
  - (13) 前号に掲げるものの他放射線障害防止に関する必要事項

- 3 複数の主任者を選任する場合の業務分担に関する事項は、放射線取扱主任者及び代理者の業務分担に関する細則に定める。
- 4 所長は、主任者全員が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合は、その期間中その職務のすべてを代行させるため、主任者の代理者（以下「代理者」という。）を選任しなければならない。代理者の業務分担に関する事項は、放射線取扱主任者及び代理者の業務分担に関する細則に定める。
- 5 主任者及び代理者は、第一種放射線取扱主任者の免状を有する者のうちから、R I 管理部門が推薦し、所長が任命する。また、解任する場合は、解任理由に基づき、所長が解任する。
- 6 主任者全員が、30日以上職務を行えない場合には、R I 規制法令の規定に基づき、原子力規制委員会に代理者の選任の届出を行う。また、その場合に、代理者を解任した場合は、解任の届出を行う。
- 7 主任者は、放射線業務従事者が関係法令、この規程若しくは主任者の指示等に違反し、又は取扱能力に欠けると認められる場合は、当該放射線業務従事者の放射線取扱業務を制限、又は許可を取り消すことを所長に勧告することができる。
- 8 所長は、主任者にR I 規制法令に定められた期間毎に定期講習を受けさせなければならない。（R I 管理部門）

第9条 研究所に設置されているR I 管理部門（以下「管理部門」という。）が、放射線障害防止について必要な事項を企画審議する。

- 2 管理部門は、所長が任命した管理部門長と管理部門員により組織する。
- 3 管理部門長は、教職員のうちから、所長が任命した者とする。
- 4 管理部門は、放射線管理業務等を行う。
- 5 管理部門員は、部門長の指示により次条に定める定常的な放射線管理業務等を行う。（放射線管理業務等）

第10条 管理部門は、主任者及び管理部門長との連携を密にし、管理部門長の指示により次の放射線管理業務を行う。

- (1) 管理区域に立ち入る者の入退域、放射線被ばく及び放射性汚染の管理
- (2) 管理区域内外に係る放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定
- (3) 放射線測定機器の保守管理
- (4) 放射性同位元素等の受入れ、払出し、使用、保管、運搬及び廃棄に関する管理
- (5) 放射線作業の安全に係る技術的事項に関する業務
- (6) 放射線業務従事者に対する教育及び訓練計画の立案及びその実施
- (7) 放射線業務従事者に対する健康診断計画の立案及びその実施
- (8) 放射性廃棄物の保管管理及びそれらの処理に関する業務
- (9) 上記(1)～(8)に関する記帳・記録の管理
- (10) 関係法令に基づく申請、届出等の事務手続き、その他関係省庁との連絡等、事務的事項に関する業務
- (11) その他放射線障害防止に必要な業務

2 管理部門は、主任者及び管理部門長との連携を密にし、管理部門長の指示により次の施設管理業務を行う。

- (1) 施設の保守管理及び設備の運転・保守管理
- (2) 給排気設備、給排水設備の維持管理に関する業務
- (3) 作業環境の保全
- (4) 排水設備の運転
- (5) 排気設備の運転
- (6) 空調設備の運転
- (7) その他施設・設備の維持及び管理に必要な業務

3 前二項の業務及びこれらに係る改善措置は、必要に応じ、外部業者に請け負わせることができる。

(R I 管理担当者)

第11条 R I 管理担当者(以下「管理担当者」という。)は、管理部門と連携し、各研究分野に所属する放射線業務従事者の教育、指導や管理、R I 管理、その他放射線障害防止について必要な事項についてR I 管理部門の業務の補助を行う。管理担当者は、所属長が指名する。

(放射線業務従事者の登録等)

第12条 研究所において放射性同位元素等の取扱等業務に従事する者は、所属長の同意を経て所定の申請書を提出し、登録されなければならない。

- 2 管理部門長は主任者の同意の元に所長の許可を得て、放射線業務従事者として登録する。
- 3 管理部門長は、前項の登録を行うにあたり、放射線業務従事者として施設の利用を申請した者に対し第25条に定める教育及び訓練並びに第26条に定める健康診断の結果を照査しなければならない。
- 4 管理部門長は、放射線業務従事者が関係法令、この規程若しくは主任者の指示等に違反し、又は取扱能力に欠けると認められる場合は、当該放射線業務従事者の取扱業務等を制限し、又は許可を取り消すことができる。

### 第3章 放射線施設の維持及び管理

(管理区域)

第13条 所長は、放射線障害の防止のため、法令の定める基準に基づき、管理区域を指定する。

- 2 管理部門長は、管理区域に標識を掲示しなければならない。
- 3 管理部門長は、管理区域の入り口の目につきやすい場所に取扱いに係る注意事項を掲示し、管理区域に立ち入る者に遵守させなければならない。
- 4 管理部門長は、次に定める者以外の者を管理区域に立ち入らせてはならない。
  - (1) 放射線業務従事者として登録された者
  - (2) 見学者等で一時立入者として主任者、管理部門長、又は管理部門員が認めた者(管理区域における遵守事項)

第14条 管理区域に立ち入る者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた出入口から出入する。

- (2) 履物、着衣等は決められた区分を守り、注意事項を遵守する。
- (3) 管理区域内において、飲食等内部被ばくのおそれのある行為をしない。
- (4) 指定された位置に個人線量計を着用する。
- (5) 身体、持ち物の汚染検査を行い、汚染が発見された場合には、R I 管理担当者等の関係者に連絡して、汚染除去を行い、退出する。
- (6) 放射線業務従事者は、主任者及び管理部門員が放射線障害を防止するために行う指示、その他、施設の安全を確認するための指示に従う。
- (7) 一時立入者は、主任者、管理部門員及び放射線業務従事者が放射線障害を防止するために行う指示、その他、施設の安全を確保するための指示に従う。
- (8) 専用の作業衣、作業靴、その他必要な保護具等を着用し、かつ、これらのものを着用してみだりに管理区域の外へ出てはならない。
- (9) 放射性同位元素を体内摂取したとき、又はそのおそれがあるときは、直ちに主任者又は管理部門員に連絡し、その指示に従う。

(自主点検)

第15条 管理部門長は、自主点検実施要項（別表参照）に従い、年2回を標準として自主点検を行わせなければならない

- 2 管理部門員は、前項の点検の結果を主任者に報告しなければならない。
- 3 管理部門員は、前項の自主点検の結果、異常を認めるときは、その状況及び原因を調査し、必要な応急措置を講ずるとともに、管理部門長に報告しなければならない。
- 4 管理部門長は、前項の報告のうち、対処できない異常については、所長に報告しなければならない。

(修理、改造)

第16条 管理部門長は、所管する設備、機器等について、修理、改造、除染等を行うときは、その実施計画を作成し、所長の承認を受けなければならない。ただし、安全上特に影響が軽微と認められるものについてはこの限りではない。

- 2 所長は、前項の承認を行おうとするときにおいて、必要があると認めるときは、その安全性、安全対策等につき管理部門に諮問する。
- 3 管理部門長は、第1項の修理、改造、除染等を終えたときは、その結果について所長に報告しなければならない。

## 第4章 使用

(放射性同位元素等の取扱い)

第17条 R I 等を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) R I の使用は、R I 実験室において行い、放射性同位元素管理システム等により、許可使用数量を超えないことを確認すること。
- (2) R I 実験室においては、作業衣、保護具等を着用して作業する。また、これらを着用してみだりに管理区域外から退出しないこと。
- (3) 吸収材、受け皿の使用等汚染の防止に必要な措置を講ずる。

- (4) 遮蔽物等により適切な遮蔽を行う。
- (5) 作業室内で飲食等、内部被ばくのおそれのある行為をしない。
- (6) 取り扱う際には、手袋を着用する。
- (7) 飛散するおそれがある操作は、フード、グローブボックス等を利用する。
- (8) 作業台その他汚染のおそれのある場所には、ポリエチレンろ紙等のシートを張り液体、固体は、バット内に吸収紙を敷いた上で取り扱う等、汚染の拡大防止に努める。
- (9) 作業場所、器具、用品、薬品等、「放射性」と「非放射性」の区分を明確にする。その所在は、他の実験者にも判るように明示しておく。
- (10) 実験室内又は汚染検査室内の人が触れる物の表面の放射性同位元素の密度は、その表面の放射性同位元素による汚染を除去し、又はその触れる物を廃棄することにより、表面密度限度を超えないようにする。
- (11) 表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度を超えているものは、みだりにR I 実験室から持ち出さない。
- (12) 表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の 1/10 を超えているものは、みだりに管理区域から持ち出さない。
- (13) 使用しないR I は、貯蔵箱に戻すか、又は保管廃棄する。
- (14) 非密封放射性同位元素の使用中にその場を離れる場合は、容器及び使用場所に所定の標識を付け、注意事項を明示する等、事故発生の防止措置を講ずる。
- (15) 放射線業務従事者は、使用したR I の種類、数量、取扱年月日、取扱場所、取扱方法を記録し、なければならない。

## 第5章 保管、運搬及び廃棄

### (放射性同位元素等の受入れ・払出し)

第18条 放射性同位元素等の受入れ及び購入は、所定の手続きにより、主任者の承認を得た上で行わなければならない。

- 2 管理部門は、第1項に定める放射性同位元素等の受入れについて、放射性同位元素管理システム等により、承認された貯蔵能力の範囲内であることを確認した上で、必要な事項を記録しなければならない。
- 3 管理部門は、第1項に定める放射性同位元素等の払出しについて、払出し先の承諾を得たことを確認し、必要な事項を記録しなければならない。

### (保管)

第19条 放射性同位元素は、容器に入れ、所定の貯蔵箱に貯蔵する。

- 2 貯蔵箱にはその貯蔵能力を超えて放射性同位元素を貯蔵しない。
- 3 R I の貯蔵容器は、必要に応じて重ねて使用し、保管中の漏洩防止の措置をとる。
- 4 表面線量の高いものは、遮蔽容器に入れる。
- 5 容器には、R I 登録番号、年月日、放射性同位元素の種類、数量、氏名又は研究室名を記し、所定の標識を付ける。

6 放射線業務従事者は、貯蔵箱に貯蔵、又は持ち出した放射性同位元素に関し、その種類、数量、年月日、貯蔵場所、貯蔵方法を記録しなければならない。

(運搬)

第20条 放射線業務従事者は、研究所内において放射性同位元素等を運搬するときは、容器に封入し、容器の表面が汚染されていないことを確認するなど取り扱いに注意して持ち運ばなければならない。

第21条 事業所外において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、主任者の承認を受けるとともに、前条に定めるもののほか、関係法令に定める基準（L型輸送又はA型輸送等）に適合する措置を講じなければならない。

2 前項に定める運搬を行った場合は、運搬記録簿等に必要事項を記録しなければならない。

(放射性同位元素等の廃棄)

第22条 非密封R Iの廃棄は、次の各号に従って行わなければならない。

(1) 気体状のものは、排気設備により排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下として排気する。

(2) 液体状のものは、無機廃液及び有機廃液に区分し、それぞれ所定の放射能レベルに分類し、保管廃棄又は排水する。排水する場合、排水設備により排水口における排水中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下とし排水する。この場合、主任者又は管理部門員が確認する。

(3) 固体状のものは、保管廃棄する。

(4) 保管廃棄する廃棄物は、放射線業務従事者が所定の廃棄基準に従い区分し、廃棄物をポリ袋等に収め、放射性同位元素の種類と数量、年月日、場所、内容物について記録し、廃棄物保管室に保管廃棄しなければならない

(5) 主任者は、保管廃棄した廃棄物を、廃棄業者に引き渡すまで保管廃棄室に保管し監督する。

(6) 主任者は、廃棄物を廃棄業者に引き渡し、その記録を保管する。

## 第6章 測定

(場所の測定)

第23条 管理部門長は、放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量及び放射性同位元素による汚染状況の測定を、作業を開始する前及び開始後は1月を超えない一定期間ごとに、次の各号により実施し、その結果を記録する。ただし、測定が著しく困難な場合は、計算によってその値を評価するものとする。

(1) 放射線の量の測定は、原則として1センチメートル線量当量率又は1センチメートル線量当量について放射線測定器を用い、別に定める作業環境測定要領に従い、次に掲げる場所について行う。

ア 事業所境界

イ 管理区域境界

ウ 使用施設

エ 貯蔵設備周辺

オ 廃棄施設

(2) 汚染状況の測定は、次に掲げる場所について行う。

ア 管理区域境界

イ 汚染検査室

ウ 作業室

(3) 排水中の放射性同位元素による汚染状況の測定は、排水のつど行う。

(4) 排気中の放射性同位元素による汚染状況の測定は、排気のつど行う。

2 前項の結果により、異常が認められた場合には、管理部門長は、速やかに主任者等の関係者に連絡し、管理部門は、放射線業務従事者に指示し、放射線の遮蔽、放射性同位元素等の移動、汚染の除去等の適切な措置をとらなければならない。

3 管理部門長は、第1項の結果について次の事項を記録し、保存しなければならない。

(1) 測定日時

(2) 測定箇所

(3) 測定者の氏名

(4) 放射線測定器の種類及び形式

(5) 測定方法

(6) 測定結果

(7) 測定の結果とった措置がある場合には、その内容

4 第1項に定めるもののほか、管理部門員又は放射線業務従事者は、測定を必要と認めた場合には、随時測定を行い、その結果を記録して管理部門長に提出しなければならない。

5 前2項の測定結果は、毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に帳簿を閉鎖し、研究所事務部において5年間保管しなければならない。

(個人被ばく線量の測定および算定)

第24条 管理部門長は、放射線業務従事者に対して適切な個人被ばく線量計を管理区域滞在中継続して着用させて、個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし、被ばく線量計を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出することとする。

(1) 外部被ばくによる線量の測定は胸部（女子にあつては腹部）について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量について行う。

(2) 外部被ばくが最大となるおそれのある部位が前項で規定した部位以外である場合は、その最も被ばくする部位にも個人被ばく線量計を着用しなければならない。

(3) 一時立入者の被ばく線量の測定は、外部被ばくについて100 $\mu$ Svを超えるおそれのあるときに行うものとする。

(4) 放射性同位元素を誤って摂取した場合又はそのおそれのある場合は、内部被ばくについても測定を行うものとする。

(5) 次の項目について測定の結果を記録する。

ア 測定対象者の氏名

イ 測定者の氏名



ウ 放射線測定器の種類及び形式

エ 測定日時

オ 測定方法

カ 測定部位および測定結果

(6) 前号の測定結果について、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間および4月1日を始期とする1年間ごと並びに本人の申出等により、管理部門長が妊娠の事実を知ることになった女子は、出産までの間1月ごとに、集計、記録する。

(7) 主任者は、第7号の測定結果から実効線量及び等価線量を算定し次の項目について記録する。

ア 算定年月日

イ 対象者の氏名

ウ 算定者の氏名

エ 算定対象期間

オ 実効線量

カ 等価線量及び組織名

(8) 前号の算定は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間及び4月1日を始期とする1年間ごと並びに本人の申出等により、管理部門長が妊娠の事実を知ることになった女子は、出産までの間1月ごとに、集計、記録する。

(9) 被ばく線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間において実効線量が20mSvを超えた場合は、平成13年4月1日を始期とする5年間ごとに、当該1年間を含む5年間について累積実効線量を毎年度集計し、次の項目を記録すること。

ア 対象者の氏名

イ 対象期間

ウ 集計年月日

エ 集計を行った者の氏名

オ 累積実効線量

(10) 第5号から第9号の記録は研究所事務部で保管するとともに、主任者が記録のつど対象者に対しその写しを交付する。

## 第7章 教育及び訓練

(教育及び訓練)

第25条 所長は、管理区域に立ち入る者及び放射性同位元素等の取扱等業務に従事する者に対し、本予防規程の周知等を図るほか、放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を実施しなければならない。

2 前項の規程による教育及び訓練は次の各号の定めるところによる。

(1) 実施時期は次のとおりとする。

ア 放射線業務従事者として登録する前

イ 放射線業務従事者として登録した後であっては登録後、前回の受講日の属する年度の

翌年度の開始日から1年以内

(2) 所長は、前号ア並びにイについて、環境安全本部放射線管理部において定められた全学の放射線教育に関する方針に従い、次に掲げる項目を定め、実施すること。なお時間数は全学の放射線教育に関する方針に従い実施する。

ア 放射線の人体に与える影響

イ 放射性同位元素又は放射線発生装置の安全取扱

ウ 放射線障害防止に関する法令及び放射線障害予防規程

エ その他放射線障害防止に関して必要な事項

- 3 前項の規程にかかわらず前項第2号に掲げる実施項目に関して十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、所長は、主任者と環境安全本部放射線管理部において定められた全学の放射線教育に関する方針に基づき協議の上、教育及び訓練の一部を省略することができる。その場合は、教育訓練受講記録に省略理由を記載しなければならない。
- 4 一時立ち入り者に対する教育訓練は、主任者又は管理部門員が、当該立ち入り者に対して放射線障害の発生を防止するために必要な事項について、管理区域に立ち入る前に行う。
- 5 教育訓練に関する記録は、研究所事務部において5年間保管する。

## 第8章 健康診断

(健康診断)

第26条 所長は、放射線業務従事者に対して環境安全本部放射線管理部において定められた全学の放射線健康診断に関する方針に従い、所定の時期に所定の項目について健康診断を実施しなければならない。

- 2 所長は、前項の規定にかかわらず、放射線業務従事者が次のいずれかに該当する場合には、所属長及び主任者、管理部門に通報の上、遅滞なくその者につき健康診断を実施しなければならない。
  - (1) 放射線同位元素を誤って摂取した場合
  - (2) 放射線同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することが出来ない場合
  - (3) 放射線同位元素により皮膚の創傷面が汚染、若しくは汚染されたおそれのある場合
  - (4) 実行線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばく、若しくは被ばくしたおそれのある場合
- 3 主任者は次の各号に従い健康診断の結果を記録しなければならない。
  - (1) 実施年月日
  - (2) 対象者の氏名
  - (3) 健康診断を実施した医師名
  - (4) 健康診断の結果
  - (5) 健康診断の結果に基づいて講じた措置
- 4 健康診断の結果は、研究所事務部に保存するとともに、主任者は、実施の都度記録の写しを本人に交付しなければならない。なお、記録の写しに代わり、当該記録を電磁的方法により、

対象者に交付することができる。

(放射線障害を受けた者等に対する措置)

第27条 主任者は、医師及び主任者の意見に基づき、放射線業務従事者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、その都度に応じ、管理区域への立入時間の短縮、立入の禁止、配置転換等健康の保持等に必要な措置を講ずるとともに、その結果を所長に報告しなければならない。

2 主任者は、放射線業務従事者以外の者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合に、遅滞なく、医師による診断、必要な保健指導等の適切な措置を講じなければならない。

## 第9章 記帳及び保存

(記帳)

第28条 管理部門は、受入れ・払出し、使用、保管、運搬、廃棄、施設の点検並びに教育及び訓練に係る記録を行う帳簿を備え記帳しなければならない。

2 前項の記帳に記載すべき項目は次の各号のとおりとする。

(1) 受入れ・払出し

ア 放射性同位元素の種類及び数量

イ 放射性同位元素の受入れ又は払出しの年月日およびその相手方の氏名又は名称

(2) 使用

ア 放射性同位元素の種類及び数量

イ 放射性同位元素の使用の年月日、目的、方法及び場所

ウ 放射性同位元素の使用に従事する者の氏名

(3) 保管

ア 放射性同位元素の種類及び数量

イ 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所

ウ 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名

(4) 運搬

ア 本事業所の外における放射性同位元素の運搬の年月日、方法

イ 荷受人又は荷送人の氏名又は名称、運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

(5) 廃棄

ア 放射性同位元素の種類及び数量

イ 放射性同位元素の廃棄の年月日、方法及び場所

ウ 放射性同位元素の廃棄に従事する者の氏名

(6) 放射線施設の点検

ア 点検の実施年月日

イ 点検の結果及びこれに伴う措置の内容

ウ 点検を行った者の氏名

(7) 教育及び訓練

ア 教育及び訓練の実施年月日、項目及び各項目の時間数

イ 教育及び訓練を受けた者の氏名

- 3 前項に定める帳簿は毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖し、管理部門が研究所事務部に保存しなければならない。

第10章 災害時及び危険時の措置

(事故等による原子力規制委員会への報告)

第29条 次の各号に掲げる事態の発生を発見した者は、別に定める緊急事項対応措置要領に従い通報しなければならない。

(1) 放射性同位元素の盗難又は所在不明が発生した場合。

(2) 気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、濃度限度又は線量限度を超えたとき。

(3) 液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、濃度限度又は線量限度を超えたとき。

(4) 放射性同位元素等が管理区域外で漏洩したとき。

(5) 放射性同位元素等が管理区域内で漏洩したとき。ただし、次のいずれかに該当する時を除く。

イ 漏洩した液体状のR I等が、漏洩に係る設備の周辺部に設置された漏洩の拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。

ロ 気体状の放射性同位元素等が漏洩した場合において、漏洩した場所に係る排気設備の機能が適正に維持されているとき。

ハ 漏洩した放射性同位元素等の放射エネルギーが微量のとき、その他漏洩の程度が軽微なとき(表面密度限度を超えないとき)。

(6) 次の線量が、線量限度を超え、又は超えるおそれのあるとき。

イ 使用施設若しくは貯蔵施設若しくは廃棄施設内の人が、常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量。

ロ 事業所の境界における線量。

(7) 使用その他の取扱における計画外の被ばくがあったときであって、次の線量を超え、又は超えるおそれがあるとき。

イ 放射線業務従事者：5mSv

ロ 放射線業務従事者以外の者：0.5mSv

(8) 放射線業務従事者について実効線量限度及び等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。

- 2 所長は、前項の通報を受けたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を10日以内に、環境安全本部長を経由して、それぞれ原子力規制委員会に報告しなければならない。

(災害時の措置)

第30条 東京都文京区内で大規模自然災害（震度5強以上の地震、風水害による家屋全壊（住家流出又は1階天井までの浸水、台風及び竜巻等による家屋全壊が発生した場合）、又は放射線施設に火災等の災害が起こった場合には、緊急事項対応措置要領に定めた災害時の連絡通報体制に従い、管理部門員が、定められた項目について点検を行い、その結果を主任者、R I 管理部門長、所長及び環境安全本部長に報告しなければならない。所長は、主任者と協議の上、必要な応急措置を講じなければならない。

2 所長は前項の点検結果及び講じた応急措置について環境安全本部長に報告しなければならない。

3 所長は、応急措置では対応しきれない事態に対して、放射線施設の安全管理上必要な予算的措置を講じなければならない。

(危険時の措置)

第31条 前条で定めるもののほか、放射線障害が発生した場合又はそのおそれがある事態の発見者は、別に定める緊急事項対応措置要領に従い、直ちに災害の拡大防止、通報及び避難警告等応急の措置を講じるとともに、主任者又は関係者に通報しなければならない。

2 前項の事故等により、通報を受けた主任者は、所長、関係者及び関係機関に連絡しなければならない。

3 所長は必要な応急措置を講じさせなければならない。

4 所長は前項の点検報告及び講じた応急措置について環境安全本部長に報告しなければならない。

5 災害時の応急作業等の緊急作業に従事するのは緊急事項対応措置要領に基づき事前に定められた教職員とする。従事する教職員は、個人線量計、被ばく防止のための防護具等を装備し、緊急事項対応措置要領に従い避難警告、放射性同位元素の隔離、汚染の拡大防止、汚染の除去及び所定の表示などの措置を講じなければならない。

## 第11章 情報提供

(情報提供)

第32条 事故等の報告を要する放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合には、所長は環境安全本部と連携してホームページに次項に定める事故の状況及び被害の程度等を掲載することにより公衆及び報道機関へ情報提供するとともに、外部からの問合せに対応するため、研究所内に問合せ窓口を設置するものとする。

2 発生した事故の状況及び被害の程度等に関して外部に提供する内容（以下「情報提供内容」という。）は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 事故の発生日時及び発生した場所

(2) 汚染状況等による事業所外への影響

(3) 事故の発生した場所において取り扱っている放射性同位元素等の種類、性状及び数量

(4) 応急措置の内容

(5) 放射線測定器による放射線量の測定結果

(6) 事故の原因及び再発防止策

3 所長は情報提供内容について、R I 管理部門長及び主任者、及び環境安全本部との協議を経て決定する。

4 主任者及び所長は、適切な措置を指示するとともに、事故の程度により施設及び設備の使用を中止させることができる。

## 第12章 報告

(放射線管理状況の報告)

第33条 R I 管理部門は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間について法令に定められた放射線管理状況報告書を作成し、所長を通じ当該期間の経過後三月以内に、環境安全本部を経由して、原子力規制委員会に提出しなければならない。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 東京大学分子細胞生物学研究所放射線障害予防規程（昭和57年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成17年1月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年9月16日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

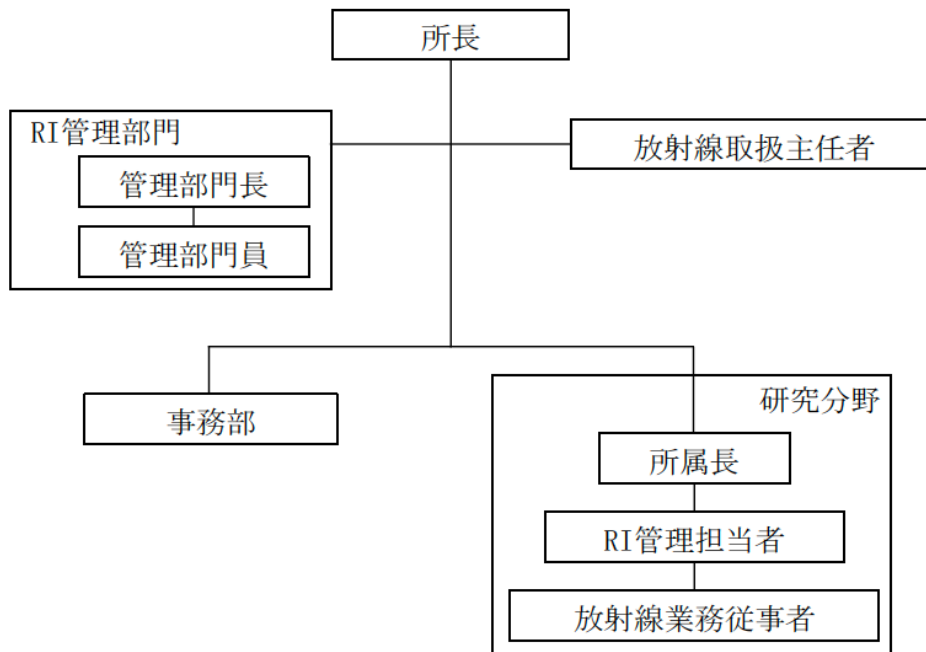
附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月18日から施行する。

別図



〈定量生命科学研究所組織図〉

別表 点検項目及び実施頻度

点検項目	実施頻度
① 建物周辺及び耐火性，不燃性等建物の構造に関する事項	年1回及び変更の生じた時
② 遮蔽壁等遮蔽に関する事項	年1回及び変更の生じた時
③ 作業室及び汚染検査室の壁，床の平滑性等の表面状態に関する事項	年2回及び変更の生じた時
④ 排水設備の構造，能力及び排気装置との連結状態に関する事項	年2回及び変更の生じた時
⑤ 排水設備の構造，能力及び洗浄設備等との連結状態に関する事項	年2回及び変更の生じた時
⑥ 管理区域境界の柵，施錠等の施設に関する事項	年2回及び変更の生じた時
⑦ 標識及び注意事項等に関する事項	年2回及び変更の生じた時
⑧ その他使用施設に関する事項 a. 汚染検査用測定器，b. 除染用具等	年2回及び変更の生じた時
⑨ 貯蔵施設，保管廃棄設備に備える容器に関する事項	年2回